

委託販売契約書

委託者 _____ を甲とし、受託者 勝山市観光まちづくり株式会社 を乙とし、次のとおり委託販売契約を締結する。

第1条（委託販売）

甲は乙に対し、乙が管理・運営する「勝山市道の駅 恐竜渓谷かつやま」（以下「道の駅」という。）で農林水産物等を販売することを委託し、乙は受託する。

第2条（商品の搬入）

（1）甲が乙に委託する農林水産物等は、原則甲が自ら栽培又は採取した農林水産物、又は自ら栽培・育成管理又は採取した農林水産物を原材料として製造した加工食品および工芸品等で、道の駅での販売に相応しい良質な商品でなければならない。

（2）甲は、道の駅の営業日当日、乙が指定した時間までに、出荷者名、品名、金額等を記載した乙が指定するバーコードラベルを貼付し、指定の場所に搬入する。

第3条（販売及び管理）

乙は、甲から委託された農林水産物等を善良な管理者として販売、管理する。

第4条（商品の引き取り）

甲は、別に定める勝山市道の駅「恐竜渓谷かつやま」農林水産物地域振興要領（以下「地域振興要領」という。）に定められた委託販売期間を遵守し、当該期間中に販売されなかった農林水産物等の全てを引き取る。

第5条（販売手数料）

（1）甲は、委託販売手数料として、地域振興要領に定められた委託販売手数料を乙に支払う。

（2）前号の手数料は、乙が甲に支払うべき販売代金から差し引く。

第6条（販売代金の支払い）

乙は商品の販売代金を毎月末日に締め、その翌月20日（休日・連休の場合は休み明け）に甲指定の口座に振り込んで支払う。振込手数料が発生した場合は甲の負担とする。

第7条（秘密の遵守）

甲乙は、相互にこの契約より知り得た相手方の業務上の秘密、技術、情報等を相手方の書面による了解を得ない限り、第三者に漏洩してはならない。

第8条（反社会的勢力の排除と契約解除）

（1）乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要しないで、直ちに本契約を解除することができる。

①暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であるとき。

- ②反社会的勢力が事業活動を支配し、又は反社会的勢力と取引を行い、若しくは反社会的勢力に資金提供又は便宜供与を行う等、社会的に不相当な関係を有する法人その他の団体であるとき。
- ③法人その他の団体で、その役員又は従業員のうちに反社会的勢力に該当する者がいるとき。
- ④乙の役員若しくは従業員に対し、暴力、脅迫、詐術等その他違法若しくは不当な手段を用いて、要求行為その他の不法行為を行ったとき。
- (2) 第1項に基づき本契約を解除した場合、甲に損害が生じたとしても、乙は一切の損害賠償義務を負担しない。
- (3) 第1項に基づき本契約を解除した場合、乙に損害が生じたときは、甲はその損害を賠償する義務を負う。
- (4) 当事者の一方が本契約に違反した時は、相手方は催告した上で、本契約を解除することができる。

第9条（苦情等）

甲は、出荷物に対する責任を負い、出荷物に対して返品または苦情等があった場合は、購入者に対して誠意を持って対応する。

第10条（その他の事項）

この契約の約定に対する疑議又はこれらの約定に定めのない事項については、甲乙は誠意を持って協議する。

第11条（有効期間）

- (1) 契約の有効期間は、契約締結日から当該年度の3月31日までとする。
- (2) 契約2か月前までに、甲乙いずれかから書面による変更、解約の申し出のないときは、本契約と同一条件で更に1年間継続し、以後も同様とする。

契約成立の証とし本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲 委託者)
住所

氏名

印

(乙 受託者)
住所

氏名

印